

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (水産経営課)	69
告 示	
○農地法第3条第2項第5号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定の一部改正..... (農地調整課)	69
○指定採取源の指定の解除..... (森林整備課)	69
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	70
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	72
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了..... (道路計画課)	72
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	72
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	73
○道路の区域の決定及び供用の開始..... (道路整備課)	73
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	73
○急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防災害課)	73
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (公園下水道課)	73
支庁告示	
○一般競争入札の実施.....	74
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	75
道小樽土木現業所告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	75
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出 (平成15年10月分).....	76
○政治団体の届出事項の異動届出 (平成15年10月分).....	77
○政治団体の解散の届出 (平成15年10月分).....	80
○資金管理団体の指定の届出 (平成15年10月分).....	80
○資金管理団体の届出事項の異動届出 (平成15年10月分).....	81
○資金管理団体の指定取消しの届出 (平成15年10月分).....	81
檜山海区漁業調整委員会指示	
○生き餌 ^{えさ} を使用するひらめ漁業.....	81

道警察本部告示

○指名競争入札の資格に関する公示..... 82

規

則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第127号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則 (昭和44年北海道規則第93号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表第2号中「年1.15パーセント」を「年1.2パーセント」に、「年0.95パーセント」を「年1.0パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成15年11月21日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第2116号

平成9年北海道告示第807号 (農地法第3条第2項第5号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定) の一部を次のように改正する。

平成15年12月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

「函館市のうち旧銭亀沢村の区域 歌志内市」を「函館市のうち旧銭亀沢村の区域 千歳市のうち駒里の区域 歌志内市」に改める。

北海道告示第2117号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第9条第1項の規定により、次のとおり指定採取源の指定を解除する。

平成15年12月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別			本数 (本)	面積 (ha)	解除に係る部分		所有者等	
		種類	採種・ 採穂の別	種 所 在 場 所			本数 (本)	面積 (ha)	氏名又 は名称	住 所
北海道育 54 - 45	昭和55. 3. 4	育 種 母樹林	採 種	からまつ	滝川市江部乙町 1846の62番地 滝川経営区15林班 60小班	77 1.12	1	-	北海道	札幌市中央 区北3条西 6丁目
北海道育 54 - 46	同	育 種 母樹林	同	同	滝川市江部乙町 1846の62番地 滝川経営区15林班 61小班	84 1.44	3	-	同	札幌市中央 区北3条西 6丁目
北海道育 54 - 47	同	育 種 母樹林	同	同	滝川市江部乙町 1846の62番地 滝川経営区15林班 62小班	81 1.60	2	-	同	札幌市中央 区北3条西 6丁目
北海道育 54 - 49	同	育 種 母樹林	同	同	滝川市江部乙町 1846の62番地 滝川経営区15林班 64小班	36 0.96	1	-	同	札幌市中央 区北3条西 6丁目

北海道告示第2118号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成15年12月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所

虻田郡洞爺村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

洞爺村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び洞爺村役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所

有珠郡大滝村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

大滝村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大滝村（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在場所

久遠郡大成町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大成町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在場所

久遠郡大成町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

大成町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大成町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在場所 久遠郡大成町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
大成町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所在場所 爾志郡熊石町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
熊石町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び熊石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

7(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

8(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

9(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡厚沢部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

厚沢部町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚沢部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2119号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年12月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 茅部郡森町字駒ヶ岳597（次の図に示す部分に限る。）、596の1、615の3

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2120号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成15年12月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 路 線 名 秩父別町道2条路線
- 2 工 事 区 間 雨竜郡秩父別町字秩父別2101番64地先から雨竜郡秩父別町字秩父別1663番3地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工事完了の日 平成15年12月22日

北海道告示第2121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道					
2	道路の路線名、縦覧場所及び区域						
路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間
小 藤 沼 田 線 北海道札幌土木現業所	雨竜郡妹背牛町字秩父別4018番23地先から雨竜郡秩父別町字秩父別4095番3地先まで		前	15.79mから 22.47mまで	1,309.95m		—
			後	21.78mから 34.33mまで	1,309.95m		—
美 川 黒 松 内 線 北海道小樽土木現業所	島牧郡島牧村字植原220番地先から 島牧郡島牧村字植原国有林92林班地 先まで		前	19.00mから 48.50mまで	1,087.89m		—
			後	19.00mから 59.00mまで	1,087.89m		—
	島牧郡島牧村字植原4番10地先から 島牧郡島牧村字植原4番1地先まで		前	19.00mから 34.00mまで	1,200.00m		—
			後	20.00mから 75.00mまで	1,200.00m		—
	島牧郡黒松内町字月越204番2地先 から島牧郡黒松内町字月越263番地 先まで		前	22.00mから 26.00mまで	600.00m		—
			後	22.00mから 56.00mまで	600.00m		—
幕 別 大 樹 線 北海道帯広土木現業所	中川郡幕別町字中里453番1地先から 中川郡幕別町字中里453番9地先 まで		前	29.03mから 43.84mまで	81.00m		—
			後	39.39mから 57.26mまで	81.00m		—

北海道告示第2122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成15年12月16日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 共和鶴線	檜山郡厚沢部町鶴町354番4地先から檜山郡厚沢部町鶴町268番2地先（一般国道227号交点）まで	平成15.12.16	

北海道告示第2123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成15年12月16日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
1 道路の種類	道道		
2 路 線 名	紋別丸瀬布線		
3 道路の区域			
区	間	敷地の幅員	延 長 国道等との重複区間
紋別市鴻之舞国有林網走西部事業区207林班ほ小 班から紋別郡丸瀬布町字金山154番地先まで		6.00mから 52.00mまで	11,488.50m 一般国道333号 重複 L = 16.50m

北海道告示第2124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成15年12月16日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
1 道路の種類	道道		
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域			
路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
平 取 厚 真 線 北海道室蘭土木現業所	勇払郡鶴川町字有明1番地先から 勇払郡鶴川町字有明7番3地先		前 29.00mから 44.50mまで 281.79m —

		(河川敷地)まで	
新 帯 広 空 港 線 北海道帯広土木現業所	後	33.00mから 107.00mまで	281.79m —
	前	27.30mから 27.50mまで	1,040.00m —
	後	21.60mから 28.80mまで	1,040.00m —

北海道告示第2125号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。
平成15年12月16日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
えりも町本町1(1)その2急傾斜地崩壊危険区域			
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号とを結んだ線によって囲まれた区域			
郡 市 町	字	地 番	標柱番号
幌泉郡	えりも町	本町	59番1 1
同	同	同	48番1 2
同	同	同	73番7 3
同	同	同	65番 4
同	同	同	62番 5
同	同	同	61番1 6

北海道告示第2126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
平成15年12月16日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
1 施行者の名称	大樹町		
2 都市計画事業の種類及び名称	大樹都市計画下水道事業（大樹公共下水道）		
3 事業計画			
(1) 事業地			
ア 収用の部分	変更なし		

イ 使用の部分 平成3年北海道告示第1733号、平成7年北海道第1241号、平成11年北海道第1578号の事業地のうち、大樹町東本通、寿通三丁目、暁町において事業地を変更する。

(2) 事業施行期間 平成3年10月14日から平成23年3月31日まで

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第19号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月16日

北海道後志支庁長 片 平 美智子

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 土壌・作物体総合分析装置	一式
イ 貫入式土壌硬度計	2台
ウ 大豆脱粒機	1台
エ 低温恒温器	1台
オ 生物顕微鏡（画像撮影装置付）	1台
カ 超音波洗浄機	1台
キ 全自動汎用抽出ろ過装置	1台
ク 高圧蒸気滅菌器（強制冷却装置付）	1台
ケ 卓上遠心機（ローター、遠沈管付）	一式
コ 電子天秤（下2桁）	1台
サ 線虫分離装置	一式
シ 作業台	2台
ス 試験用ふるい（網ふるい）	6個
セ マイクロピペット	5個

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成16年3月10日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者で

あること。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年12月16日から平成16年1月16日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志支庁総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志合同庁舎2階講堂

(2) 入札日時 平成16年1月21日 午後2時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定

めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道後志支庁総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 044 - 8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 2225 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 北海道根室支庁告示第4号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年12月16日 北海道根室支庁長 村 井 茂 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 標津郡中標津町東7条北10丁目1番地 ほか4筆 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 標津郡中標津町東7条北10丁目9番地 有限会社北海道ミール 代表取締役 山中 六夫 3 開発許可年月日及び番号 平成15年8月8日 根建指第15 - 1号	北海道小樽土木現業所告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年12月16日 北海道小樽土木現業所長 阿 部 志 郎 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 凍結防止剤散布車（自走4輪駆動、湿式2.5m³級、溶液供給装置付） 1台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期限 平成16年3月26日 (4) 納入場所 小樽土木現業所蘭越出張所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成15年12月16日から平成16年1月6日まで イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047 - 8639 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所3
道小樽土木現業所告示	

階会議室（送付による場合は、郵便番号 047 - 8639 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課）

(2)

入札日時

平成16年 1 月16日 午後 1 時30分（送付による場合は、必着）

(3)

開札場所

(1)に同じ。

(4)

開札日時

(2)に同じ。

6

入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和 45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7

入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8

落札者の決定方法

財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9

契約書作成の要否

要

10

その他

(1) 開札の時ににおいて、 2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア

名 称

北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

イ

所 在 地

郵便番号 047 - 8639 北海道小樽市奥沢 1 丁目21番 1 号

電話番号 0134 - 25 - 2195 内線 226

(4) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

(6) この入札における入札執行は、公開で行う。

(7) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be purchased :
Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 2.5 cubic meters, 4-wheels drive) Quantity 1

B . Date and time for tender : 1 : 30 P. M., January 16, 2004

C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Otaru District Public Works Management Office, 21-1, Okusawa 1-chome, Otaru, Hokkaido, 047-8639 Japan
Phone : 0134-25-2195 Extension 226

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第196号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月16日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三
(平成15年10月分)

政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
否	石田ゆき子を囲む市民の会	札幌市東区北23条東 8 丁目 あららぎビル	石 田 幸 子	笠 間 紀 子	事務局
同	日本共産党かわべ竜二後援会	同 白石区北郷 2 条 3 丁目12 - 19	荒 木 幸 穂	加 藤 昇	同
同	向井昭彦後援会	岩内郡共和町南幌似38 - 10	向 井 昭 彦	村 田 芳 徳	後志支所
同	山下たかふみ長沼後援会	夕張郡長沼町市街地	駒 谷 信 幸	高 田 耕 次	空知支所
同	今津ひろし名寄後援会	名寄市西 4 条南 3 丁目 K T43ビル	黒 井 徹	竹 内 利 行	上川支所
同	税理士による今津ひろし後援会	旭川市 4 条通 2 丁目右 3 号 仲つつじハイツ 3 F 佐々木哲雄事務所	佐々木 哲 雄	渡 辺 祐 吉	同

否	山下たかふみ小平町連合後援会	留萌郡小平町字小平町8番地	松本 勲	山内 裕	留萌支所
同	同 天塩後援会	天塩郡天塩町新地通3丁目 (株)寺本組内	太田 秀吉	石山 新一	同
同	同 幌延後援会	同 幌延町1条北1丁目16番地の1	木村 誠	深澤 博幸	同
同	同 増毛後援会	増毛郡増毛町畠中町3丁目93番地	貝森 一美	西野 憲一	同
同	同 留萌後援会	留萌市栄町3丁目3-10 AKビル1F	坂井 清	佐藤 留男	同
同	皇道振武館	紋別市落石町3丁目32-6	樋口 功一	高橋 隆治	網走支所
同	日本共産党村口てるみ後援会	北見市常盤町3丁目1	福岡 文男	大橋 和子	同
同	あめや長蔵後援会	白老郡白老町大町3丁目7-33	飴谷 長蔵	久保田 修一	胆振支所
同	飴谷長蔵と未来を創る会	同 大町3丁目7	同	同	同
同	岩倉博文胆振西部町村議員及びOB議員連絡協議会	虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町27	朝倉 英隆	斉藤 慧	同
同	岩倉博文穂別後援会	勇払郡穂別町字穂別105番地8	遠藤 重幸	野見 良治	同
同	木村直樹後援会	白老郡白老町高砂町1丁目1番63号	木村 直樹	木村 節子	同
同	佐藤悦夫後援会	同 大町2丁目1番23号	山崎 安兵衛	鈴木 繁義	同
同	苫小牧市医師連盟	苫小牧市旭町2丁目4番20号	水元 修治	横田 稔	同
同	中出正後援会	白老郡白老町字社台163-1	中出 正	山形 健一	同
同	秀進会	帯広市西4条南14丁目4番地2 カノウビル	小野寺 秀	工藤 大輔	十勝支所
同	政治結社新世紀協会北海道本部	釧路市末広町7-7 ロイヤルハイツ7FB	佐藤 仁	吉田 優之介	釧路支所
同	仲野ひろ子連合後援会	同 末広町2丁目17番地	清水 闊	輪島 勝次	同
同	北村直人別海町後援会	野付郡別海町別海西本町4番地 別海農業協同組合内	横堀 昭康	中川 達己	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第197号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。
平成15年12月16日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三
(平成15年10月分)

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動		届 出 先
		新	旧	
石狩地区農協政治連盟	代 表 者 の 氏 名	原 俊 作	堀 澤 敏 明	事 務 局
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	鈴 江 康 弘	室 松 登美男	同
小倉なほ子とさわやかネット	主たる事務所の所在地	札幌市中央区南2条東1丁目1-13 南2条ビル2F	札幌市西区琴似1条5丁目3-25 ディアライフ琴似1F	同
坂ひろみとさわやかネット	同	同	同 豊平区豊平3条7丁目3番17号	同
佐藤のり子とさわやかネット	同	同	同 北区北40条西5丁目5-17-107	同
市民ネットワーク北海道	代 表 者 の 氏 名	佐 藤 典 子	中 島 和 子	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	高 橋 英 子	七 里 とみ子	同
後志地区農協政治連盟	代 表 者 の 氏 名	萬 崎 一 司	小 山 勇 吉	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	鈴 江 康 弘	室 松 登美男	同
TKC北海道政経研究会	同	戸 井 敏 夫	名 越 隆 雄	同

はせ川衛連合後援会	主たる事務所の所在地	札幌市中央区南3条西12丁目 北海道教育会館3階	札幌市中央区南18条西14丁目1-23 カサ・デ・バリオ2F	事務局
北海道電力労働組合政治連盟道央地方本部	政治団体の名称	北海道電力労働組合政治連盟道央地方本部	北海道電力労働組合政治連盟道央総支部	同
同	代表者の氏名	谷口 誠	野宮 宣行	同
同	会計責任者の氏名	上山 貴義	寒川 恵二	同
同	政治団体の名称	北海道電力労働組合政治連盟本店地方本部	北海道電力労働組合政治連盟本店総支部	同
村上きみ子とさわやかネット	主たる事務所の所在地	札幌市中央区南2条東1丁目1-13 南2条ビル2F	札幌市清田区清田2条1丁目4-3 TS21ビル1F	同
山田澄子とさわやかネット	同	同	同 東区北14条東14丁目1-17	同
外崎秀人後援会	同	瀬棚郡今金町字御影49-24	瀬棚郡今金町字今金160	檜山支所
自由民主党北海道旅客船支部	代表者の氏名	藤原 弘	蔦井 正信	後志支所
野原かおる余市後援会	主たる事務所の所在地	余市郡余市町大川町17丁目3番地10	余市郡余市町黒川町4丁目69番地	同
自由民主党赤平支部	同	赤平市大町1丁目3番地1	赤平市東文京町1丁目1番地	空知支所
同 奈井江支部	同	空知郡奈井江町本町8区	空知郡奈井江町字茶志内2区 (株砂子組内)	同
同 長沼支部	同	夕張郡長沼町東町南1丁目3番1号	夕張郡長沼町旭町北1丁目1番地19	同
同	代表者の氏名	出口 喜代治	小林 三和	同
同	会計責任者の氏名	平田 師心	平田 昌之	同
同 南幌支部	主たる事務所の所在地	空知郡南幌町中央4丁目5-9	空知郡南幌町南13線西12番地	同
同 沼田支部	同	雨竜郡沼田町南1条2丁目6番7号	雨竜郡沼田町本通2丁目3番6号	同
山下貴史赤平後援会	同	赤平市大町1丁目3番地1	赤平市大町1丁目1番地	同
同 奈井江後援会	同	空知郡奈井江町本町8区	空知郡奈井江町字茶志内2区 (株砂子組内)	同
同 沼田後援会	同	雨竜郡沼田町南1条2丁目6番7号	雨竜郡沼田町北1条5丁目1番11号	同
同	代表者の氏名	高田 勲	鷲尾 稔	同
同	会計責任者の氏名	西尾 昌浩	高田 勲	同
同 深川後援会	主たる事務所の所在地	深川市3条1番21号	深川市3条1番24号 深川ビル2F	同
同 北竜後援会	同	雨竜郡北竜町字和1番地の12	雨竜郡北竜町字和31番地の4	同
同	会計責任者の氏名	柴崎 和男	藤 信 清	同
今津ひろしと歩む士別市連合会	代表者の氏名	檜木 実	武田 勝由	上川支所
中川町(今津ひろし/金田えいこう)後援会	主たる事務所の所在地	中川郡中川町字中川244番地1	中川郡中川町字誉35番地	同
北海道商工政治連盟旭川北支部	同	旭川市東鷹栖4条3丁目	旭川市末広1条13丁目	同
同	代表者の氏名	大西 国広	石丸 修	同
同	会計責任者の氏名	田村 正幸	加藤 修	同
同 旭川南支部	代表者の氏名	山本 孝博	岡田 佑一	同
同	会計責任者の氏名	古里 一朗	太田 浩司	同
公明党室蘭総支部	主たる事務所の所在地	室蘭市陣屋町4丁目2-19	室蘭市港北町1丁目7-25	胆振支所
岩倉博文厚真後援会	同	勇払郡厚真町本町28	勇払郡厚真町本町30 木本建設内	同
同 虻田町後援会	同	虻田郡虻田町字入江224-28	虻田郡虻田町字栄町84-36	同
同	同	同 本町185番地	同 字入江224-28	同
同	代表者の氏名	鈴木 昭	今 進	同
同	会計責任者の氏名	能登 義孝	沼田 松夫	同
同 伊達市後援会	主たる事務所の所在地	伊達市梅本町39番地	伊達市大町11番地	同

岩倉博文伊達市後援会	代 表 者 の 氏 名	井 澤 直 行	西 條 一 雄	胆振支所
同 豊浦町後援会	主たる事務所の所在地	虻田郡豊浦町字東雲町23 - 4	虻田郡豊浦町字旭町26 - 1 豊浦建設工業(株)内	同
同 早来町後援会	同	勇払郡早来町大町18番地	勇払郡早来町栄町165 - 4	同
同 室蘭市後援会	代 表 者 の 氏 名	堂垣内 光 弘	郷 農 雅 之	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	川 端 英 樹	河 内 博 彌	同
桜井忠後援会	代 表 者 の 氏 名	田 中 正 臣	南 部 儀 治	同
松田謙吾後援会	主たる事務所の所在地	白老郡白老町字萩野79番地の78	白老郡白老町栄町2丁目1番11号	同
室蘭21世紀の会	政 治 団 体 の 名 称	室蘭21世紀の会	山本雅紀政経研究会	同
自由民主党新冠支部	主たる事務所の所在地	新冠郡新冠町字本町45番地の32	新冠郡新冠町字北星町5 - 9	日高支所
同	代 表 者 の 氏 名	稗 田 竜 太	広 島 功	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	鷹 觜 徳 夫	斉 藤 光 昭	同
同 門別支部	主たる事務所の所在地	沙流郡門別町富川北4丁目164 - 2	沙流郡門別町字厚賀町67番地 北厚林業(株)内	同
岩倉博文平取町後援会	同	同 平取町本町42番地2	同 平取町本町11番地	同
同 三石町後援会	同	三石郡三石町字本町34 - 1	三石郡三石町字本町107番地	同
同	代 表 者 の 氏 名	酒 井 秀 男	富 永 信	同
同 門別町後援会	主たる事務所の所在地	沙流郡門別町富川北4丁目164 - 2	沙流郡門別町字厚賀町67番地 北厚林業(株)内	同
酒井芳秀豊郷地区後援会	同	同 字豊郷832番地	同 字豊郷552番地 高村政章宅内	同
同	代 表 者 の 氏 名	嶋 田 清 道	高 村 政 章	同
自由民主党足寄支部	主たる事務所の所在地	足寄郡足寄町北1条2丁目	足寄郡足寄町南3条1丁目	十勝支所
同 池田支部	同	中川郡池田町東8番地	中川郡池田町西1条6丁目11	同
同 浦幌支部	同	十勝郡浦幌町万年343	十勝郡浦幌町字末広町17	同
同 音更支部	同	河東郡音更町木野大通西6丁目1番地	河東郡音更町字下音更北7線西12番地	同
同 上士幌支部	同	同 上士幌町10区	同 上士幌町字上士幌東3 - 237	同
同 更別支部	同	河西郡更別村中央町	河西郡更別村字更別南1線77番地5	同
同 士幌支部	同	河東郡士幌町字士幌西2線160	河東郡士幌町字士幌常盤	同
同 清水支部	同	上川郡清水町本通2丁目14 - 1	上川郡清水町南2条7丁目	同
同 新得支部	同	同 新得町本通南3 - 1	同 新得町屈足旭町2丁目14番地	同
同 大樹支部	同	広尾郡大樹町西本通26	広尾郡大樹町東本通23番地	同
同 忠類支部	同	同 忠類村字忠類214 - 1	同 忠類村字忠類369 - 21	同
同	代 表 者 の 氏 名	菅 原 長 悦	松 田 繁 雄	同
同 豊頃支部	主たる事務所の所在地	中川郡豊頃町茂岩本町1番地	中川郡豊頃町茂岩本町62 多田建設内	同
同 中札内支部	同	河西郡中札内村大通南3丁目	河西郡中札内村東3条南5丁目	同
同 広尾支部	同	広尾郡広尾町東1条12丁目2番地	広尾郡広尾町並木通西1丁目93番地	同
同 北海道帯広市第一支部	代 表 者 の 氏 名	小野寺 秀	小野寺 勇	同
同 北海道第十一選挙区支部	主たる事務所の所在地	帯広市西1条南29丁目17 - 1	帯広市東2条南13丁目 まるせん第1ハイム1F	同
同 本別支部	同	中川郡本別町北1丁目4 - 10	中川郡本別町柏木町59 - 1	同
同 幕別支部	同	同 幕別町札内中央町460	同 幕別町札内新北町74 - 16	同
同 芽室支部	同	河西郡芽室町東1条9丁目	河西郡芽室町東4条2丁目10	同
同 陸別支部	同	足寄郡陸別町大通1丁目 日産ショールーム跡	足寄郡陸別町大通1丁目	同

川田雄一後援会 主たる事務所の所在地 釧路郡釧路町昆布森字幌内9番地 釧路郡釧路町昆布森3丁目113番地 釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第198号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月16日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

（平成15年10月分）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
自由党北海道総支部連合会	木 本 由 孝	平15. 9. 26	事務局
同 第2 総支部	松 木 謙 公	同	同
石田幸子後援会	石 田 幸 子	同15. 9. 30	同
北海道を元気にする会	森 田 哲 明	同15. 10. 23	同
あなたの思いを市政にとどける会	浜 田 紀代子	同15. 9. 30	石狩支所
小さな声を市政にとどける会	村 本 重 雄	同	同
自由民主党北海道渡島支庁第三支部	石 寺 廣 二	同15. 10. 31	渡島支所
いわき成治後援会	馬 場 柳太郎	同15. 10. 25	後志支所
札幌政治経済研究所	松 井 鴻 光	同15. 9. 30	同
中川隆之連合後援会	中 川 隆 之	同15. 10. 25	同
西村慎一朋友会	西 村 慎 一	同15. 9. 30	同
同 連合後援会	柴 田 俊 夫	同	同
野原かおる余市後援会	野 原 薫	同	同
自由党北海道第6 総支部	西 川 将 人	同15. 9. 26	上川支所
酒井芳秀と上川を元気にする会	仲 野 寿 正	同15. 10. 8	同
たてやまゆきお後援会	館 山 幸 男	同15. 10. 15	同
近藤明美と共に21世紀の留萌を創る会	近 藤 明 美	同15. 10. 31	留萌支所
河合慎一後援会	藤 本 豊	同15. 10. 20	宗谷支所
稚内政治経済研究会	河 合 慎 一	同	同
日本共産党村口てるみ後援会	上 野 松 栄	同 9. 12. 20	網走支所
民主党北海道第12総支部	松 木 謙 公	同15. 10. 10	同
木村直樹後援会	木 村 直 樹	同14. 10. 20	胆振支所
北海道電力労働組合政治連盟火力総支部	斉 藤 智 敏	同15. 10. 1	同
酒井芳秀厚賀西部地区後援会	三 上 吉 一	同15. 10. 17	日高支所

同 厚賀中部地区後援会	中 村 吉 隆	同15. 10. 21	同
同 厚賀東部地区後援会	森 永 治 雄	同	同
同 厚賀連合後援会	広 瀬 義 夫	同15. 10. 17	同
同 歌笛町内久遠後援会	山 際 英 男	同15. 9. 23	同
同 浦河町絵笛地区後援会	松 田 芳 宏	同15. 10. 7	同
同 浦河町連合後援会	大 森 幸 男	同15. 10. 14	同
同 浦河東部地区後援会	大 道 秀 雄	同15. 10. 6	同
同 庫富後援会	池 本 澄 男	同15. 10. 8	同
同 後援会歌笛いずみ会	土 田 喜代子	同15. 10. 22	同
同 後援会三石地区いずみ会	大 谷 伶	同	同
酒井芳秀と北海道を元気にする会	日向寺 正 幸	同15. 10. 23	同
酒井芳秀豊郷地区後援会	嶋 田 清 道	同	同
同 新冠町連合後援会	荒 木 正 博	同15. 9. 18	同
同 西新冠地区後援会	中 村 福 治	同15. 10. 6	同
同 振内地区後援会	梶 尾 重 雄	同	同
同 三石地区後援会	池 田 佑 吉	同15. 10. 22	同
同 門別町連合後援会	広 木 英 明	同15. 10. 14	同
新世紀政経文化芳秀会	酒 井 芳 秀	同15. 10. 23	同
いでたもとこと大地の会	辺 見 哲 朗	同15. 10. 1	十勝支所
大地から十勝の21世紀を創る会	出 田 基 子	同	同
21世紀の道をつくる十勝の会	長谷川 敏	同15. 9. 30	同
道東政治経済研究会	綿 貫 健 輔	同	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第199号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月16日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

（平成15年10月分）

資金管理団体の届出をした者	資 金 管 理 団 体	届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地
石 田 幸 子 衆議院小選挙区	石田ゆき子を囲む市民の会	札幌市東区北23条東8丁目 あららぎビル
		代表者の氏名
		石 田 幸 子 事 務 局

飴谷長蔵 木村直樹 中出正 小野寺秀	白老町長 白老町議会議員 同 北海道議会議員	あめや長蔵後援会 木村直樹後援会 中出正後援会 秀進会	白老郡白老町大町3丁目7-33 同 高砂町1丁目1番63号 同 字社台163-1 帯広市西4条南14丁目4番地2 カノウビル	飴谷長蔵 木村直樹 中出正 小野寺秀	胆振支所 同 同 十勝支所
北海道選挙管理委員会告示第200号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。 平成15年12月16日 北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三 (平成15年10月分)					
資金管理団体の届出事項の異動届出をした者 氏名 公職の種類 野原薫 北海道議会議員 山本雅紀 同	資金管理団体の名称 野原かおる余市後援会 室蘭21世紀の会	異動事項 主たる事務所の所在地 資金管理団体の名称	異動内容 新 余市郡余市町大川町17丁目3番地10 室蘭21世紀の会	旧 余市郡余市町黒川町4丁目69番地 山本雅紀政経研究会	届出先 後志支所 胆振支所
北海道選挙管理委員会告示第201号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。 平成15年12月16日 北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三 (平成15年10月分)					
資金管理団体の指定の取消届出をした者 氏名 公職の種類 石田幸子 衆議院小選挙区 浜田紀代子 恵庭市議会議員 中川隆之 北海道議会議員 西村慎一 同 野原薫 同 舘山幸男 鷹栖町議会議員 近藤明美 留萌市議会議員 河合慎一 稚内市議会議員 木村直樹 白老町議会議員 酒井芳秀 北海道知事 出田基子 衆議院小選挙区 綿貫健輔 釧路市長	資金管理団体の名称 石田幸子後援会 あなたの思いを市政にとどける会 中川隆之連合後援会 西村慎一朋友会 野原かおる余市後援会 たてやまゆきお後援会 近藤明美と共に21世紀の留萌を創る会 稚内政治経済研究会 木村直樹後援会 新世紀政経文化芳秀会 大地から十勝の21世紀を創る会 道東政治経済研究会	主たる事務所の所在地 札幌市北区北30条西4丁目 藤田ビル2F 恵庭市戸磯270番地の2 岩内郡岩内町清住7-1 小樽市花園4丁目5番2号 余市郡余市町大川町17丁目3番地10 上川郡鷹栖町北1条2丁目 留萌市大和田3丁目209番地 稚内市緑2丁目2番4号 白老郡白老町川沿1丁目549-9 静内郡静内町青柳町1丁目9-1 帯広市東2条南13丁目2 釧路市米町2-1-34	代表者の氏名 石田幸子 浜田紀代子 中川隆之 西村慎一 野原薫 舘山幸男 近藤明美 河合慎一 木村直樹 酒井芳秀 出田基子 綿貫健輔	指定取消年月日 平15.9.30 同 同15.10.25 同15.9.30 同 同15.10.15 同15.10.31 同15.10.20 同14.10.20 同15.10.23 同15.10.1 同15.9.30	届出先 事務局 石狩支所 後志支所 同 同 上川支所 留萌支所 宗谷支所 胆振支所 日高支所 十勝支所 釧路支所
檜山海区漁業調整委員会 指 示			檜山海区漁業調整委員会指示第1号 檜山支庁管内沖合海域において「ひらめ」を目的として生き餌^{えさ}を使用して操業するはえな		

わ漁業及び一本釣り漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項により、次のとおり指示する。

平成15年12月16日

檜山海区漁業調整委員会会長 大 谷 實

1 指示区域

松前・檜山両郡界から267度30分の線と瀬棚・島牧両郡界から297度30分の線との間における檜山支庁管内沖合海域

2 禁止期間

7月16日から12月31日までの期間は、操業してはならない。

3 操業区域の制限

- (1) 1月1日から7月15日までは、水深20メートル以浅の区域において操業してはならない。
- (2) 小型定置網漁業及び底建網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から200メートル以上離れて操業しなければならない。

4 操業の条件

漁具敷設中は、漁具標識を明確にするとともに、船名を記入した名札を付けなければならない。

5 指示期間

平成16年1月1日から12月31日まで

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第171号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第2項の規定により、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年12月16日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成16年度北海道警察本部庁舎電気施設保守管理業務委託契約
- (2) 資 格 平成16年度北海道警察本部庁舎電気施設保守管理業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）

- (3) 役 務 の 種 類 北海道警察本部庁舎の電気施設（受変電設備（2,100キロワット、3万3,000ボルト）、自家発電設備、電灯・動力設備等）に係る保守管理業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と同等以上の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 札幌市内に本社、支店等の営業拠点がある者であること。
- (7) 1の(3)に定める業務に、次のいずれにも該当する者9人（うち1人以上は電気主任技術者の資格を有する者であること。）を配置することが可能な者であること。
 - ア 防災センター要員講習の受講済者
 - イ 電気主任技術者、電気工事士（第1種又は第2種）若しくは消防設備士の資格を有する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくはそれと同等以上の教育施設において電気工学若しくは電子工学に関する学科を修めて卒業した者
 - ウ おおむね5年以上の実務経験を有する者
- (8) (7)に定める資格等を有する者により、運転・監視業務（2人以上を配置し、24時間体制で行う。）、保守点検業務及び軽微な修繕等を行うことができる者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 平成15年12月16日から平成16年1月19日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法 指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る指名競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

